

産業廃棄物処分業許可証

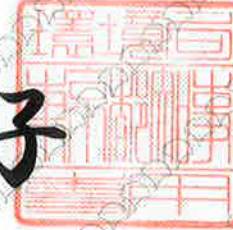
住所 東京都江東区新砂三丁目11番28号

氏名 砂町アスコン株式会社
代表取締役 長尾 克久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 4月 1日

許可の有効年月日 令和10年 3月31日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破砕：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上2種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地

- (1) 東京都江東区新砂三丁目10番1号（砂町工場）
- (2) 東京都江戸川区東葛西三丁目17番11（東京破砕工場）
- (3) 東京都江東区新砂三丁目10番1号、三丁目11番28号（東京合材工場）

3 許可の条件

- (1) 2(2)及び(3)②の破砕施設の作業時間は8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 30年 4月 1日 新規許可
令和 5年 4月 1日 更新許可 第1回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号第13-20-200481号

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都江東区新砂三丁目10番1号(砂町工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	がれき類	3,600t/日	—	昭和59年4月1日	産施第51037号	平成13年2月1日

(2) 東京都江戸川区東葛西三丁目17番11(東京破碎工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	がれき類	800t/日	—	平成元年11月1日	産施第51028号	平成13年2月1日

(3) 東京都江東区新砂三丁目10番1号、三丁目11番28号(東京合材工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
① 破 碎	がれき類	5,952t/日	—	令和4年11月22日	産施第362号	令和3年10月12日
② 破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	320t/日	—	平成29年12月8日	—	—
③ 破 碎	がれき類	6,000t/日	—	平成29年12月8日	産施第51044号	平成28年12月18日

(以下余白)